

【3】災害後の市政だよりによる広報

- ◆◆◆◆◆ 主な記事 ◆◆◆◆◆
- 紫式部文学賞受賞作品が決定…2面
 - 障害のある人の雇用を応援します～9月は障害者雇用支援月間～…3面
 - 屋外広告物についての決まりをご存じですか…4面
 - 市民情報短信(催し)…5面
 - 情報BOX…6・7面
 - 私、宇治が大好きです 他…8面



9.1
平成24年
(2012)
第1655号
●毎月1日・15日発行

発行 宇治市
編集 広報課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
☎ 22-3141 (代表)
FAX 20-8779
ホムア'-ジ
http://www.city.uji.kyoto.jp/
携帯 http://www.city.uji.kyoto.jp/m/
孔活ガ'-ビス ☎ 20-8777



▲決壊した弥陀次郎川



▲横島での浸水被害



▲池尾での土砂崩れ

8月13日・14日の豪雨災害 被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます

8月13日の深夜から降り続いた記録的な豪雨は、市内各地で大 きな災害をもたらし、尊い命が奪われました。心より哀悼の意を 表しますとともに、被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上 げます。

また、炭山・池尾地区において、支援物資としてお配りした食 料を原因とした食中毒が発生致しました。発症された皆様には多 大なご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。 今後、再発防止に向け、安全衛生対策を徹底してまいります。

この度の災害に、市民の皆様を始め、ボランティア、関係機関 等におかれましては、早期復旧にご協力いただき、お礼を申し上げ ます。本市と致しましては、国・府等と協議しながら、被災地 域の一刻も早い復旧に向けて、全力で取り組んでまいります。

宇治市長 久保田 勇

<主な被災者支援>

適用条件等、詳しくは、被災者支援窓口へ。なお、この他の支援は、既に市ホームページに掲載している他、9月初旬に発行予定の市政だより号外でお知らせします。

■住宅内における土砂などの障害物の除去費用の助成

床下床上浸水等の被害を受けた住居で床下に堆積した土砂等の除去費用の一部を市が負担・助成します。

※床の復旧工事や畳の処分・購入費等は対象外
※限度額を超える場合は自己負担

*負担・助成額…次のとおり

<これから除去を行う場合>

30万円まで市が負担(市が派遣する業者が除去)

<既に除去を行った場合>

次の除去に要した対象経費を助成(上限30万円)。除去に要した経費の支出を証明するシート等が必要)

◎対象経費=土砂の除去に必要なスコップ・軍手等の購入費、業者に委託した除去作業費用等(家族や親戚、ボランティア等の日当・謝礼は対象外)

■住宅への危険性がある

山林等からの崩土除去費用の助成

山林等からの崩土または土石流により、住宅に土砂等が押し寄せ、生命・財産の危険性があり、緊急的な対応が必要な場合に、対象経費の85%(上限60万円)を助成します。

*対象…市により現地確認を行い、支援が必要であると判断した事業

※崩落した崩面を一時的に保護する必要があると市が認めた場合、その経費を対象経費に含める場合有り

■寝具・生活必需品などの支給

居住する住宅が全壊・半壊・床上浸水の被害を受け、日常生活に必要な生活用具を失った世帯に物品を支給します。

<問い合わせ>

被災者支援窓口(☎28-4020)へ。

り災証明書の交付手続き

り災証明書とは、災害により被害を受けたことを公的に証明するためのもので、市が現地の状況調査を行い、同証明書を交付します。各種支援制度の利用や保険の請求等の手続きに必要な場合があります。

被災者への支援

この豪雨災害により被害を受けた方々を対象に、上記の支援を行ってまいります。適用条件等については詳しくは被災者支援窓口へお問い合わせください。

災害義援金の受け付け

現在、り災証明のための建物被害状況を順次調査していますので、ご理解とご協力をお願いします。

市では、豪雨災害の災害義援金を9月28日(金)まで、受け付けています。温かいご支援とご協力を

■死者…1人
■行方不明者…1人
■全壊…15棟
■半壊…13棟
■床上浸水…591棟
■床下浸水…1439棟
■落雷による全焼…1棟

被害状況

8月21日現在の8月13日・14日の豪雨による被害状況は、次のとおりです。

民交流ロビー(予定)
■問い合わせ…災害対策本部

お願いします。
■窓口受付…午前8時半～午後5時に、市役所玄関内または地域福祉課へ。

名「日赤京都府支部 京都府南部豪雨災害義援金」
■問い合わせ…地域福祉課

◆配布は発行日の前々日から3日間。問い合わせは、(株)ダイコク(フリーダイヤル)☎0120-013912へ。

号外



9.7
平成 24 年
(2012)
号 外

発行 宇治市
編集 広報課
〒611-8501 宇治市宇治区基33
☎ 22-3141 (代表)
FAX 20-8779
ホムレ-ジ
http://www.city.uji.kyoto.jp/
携帯 http://www.city.uji.kyoto.jp/m/
テレビサ-ビス ☎ 20-8777

豪雨災害で被災された皆さんへ 支援制度の申請・相談のための被災者支援窓口を開設しました

8月13日の深夜から降り続いた豪雨は、家屋の倒壊や浸水、道路寸断による集落の孤立等、市内各地に大きな災害をもたらした。このような多くの被害が出る中で、尊い命が失われました。亡くなられた方に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された市民の皆様にも、謹んでお見舞い申し上げます。

また、炭山・池尾地区において、支援物資としてお配りした食料を原因とした食中毒が発生致しました。発症された皆様を始め、関係者の皆様には多大なご迷惑をお掛けしましたことを改めてお詫び申し上げますとともに、救急搬送にご尽力いただきました方々に厚くお礼を申し上げます。

本市では、国・府等の関係機関と協力して、災害の早期復旧に取り組んでまいります。この度、被災者の皆様の生活再建に向けて現時点で決定している支援制度について、また、これらの申請・相談等に対応する被災者支援窓口を開設しましたので、お知らせ致します。

被災者支援窓口 (☎ 28-4020) 土・日曜日、祝日も開設

市役所 1 階市民交流ロビー	9月23日(日)まで 午前9時～午後7時
東宇治地域被災者支援窓口 (西川原集会所)	9月9日(日)まで 午前9時～午後7時
山間地域被災者支援窓口 (笠取南部集会所)	9月9日(日)まで 午前9時半～午後6時

～被災者への支援～

適用条件や必要書類等、詳しくは、市ホームページに掲載している他、被災者支援窓口へお問い合わせください。

り災証明書については、裏面をご覧ください。

《住宅の応急対応》

<p>□ 床下に堆積した土砂等の除去</p> <p><これから除去を行う場合> 30万円まで市が負担(市が派遣する業者が除去)</p> <p><既に除去を行った場合> 土砂等の除去に必要なスコップ等の購入費、業者等の作業費など、土砂等の除去に直接要した経費を30万円まで助成(除去に要した経費の支出を証明する工事写真・レシート等が必要)</p> <p>※いずれも、床面の復旧工事、畳等の処分費・購入費は対象外</p>	<p>【対象】 住宅の床上、床下に浸水の被害を受けた世帯</p>						
<p>□ 住宅の応急修理</p> <p>居室・台所等、日常生活に最小限度必要な部分の応急的修理に対し、1戸当たり52万円まで市が負担(市が派遣する業者が修理。1戸に2世帯以上居住の場合でも、限度額52万円)</p> <p><前年の世帯合計収入等(所得制限)></p> <table border="1"> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え700万円以下で、世帯主が45歳以上の世帯または要保護世帯</td> <td>700万円を超え800万円以下で、世帯主が60歳以上の世帯または要保護世帯</td> </tr> </table>	①	②	③	500万円以下	500万円を超え700万円以下で、世帯主が45歳以上の世帯または要保護世帯	700万円を超え800万円以下で、世帯主が60歳以上の世帯または要保護世帯	<p>【対象】 住宅が大規模半壊・半壊の被害を受け、前年の世帯収入等が左記のいずれかに該当する世帯</p>
①	②	③					
500万円以下	500万円を超え700万円以下で、世帯主が45歳以上の世帯または要保護世帯	700万円を超え800万円以下で、世帯主が60歳以上の世帯または要保護世帯					
<p>□ 家屋へ押し寄せた山林等の崩土の除去等費用の助成</p> <p>山林等からの崩土または土石流により、住宅に土砂等が押し寄せ、生命・財産の危険性があり、緊急的な対応が必要な場合に、対象経費の85%(上限60万円)を助成</p> <p>※既に土砂の除去を行った場合も対象</p>	<p>【対象】 市が現地確認を行い、支援が必要であると判断した住宅</p>						
<p>□ 公共下水道(汚水)の宅地内排水設備清掃費用の助成</p> <p>災害により宅内汚水配管が詰まり、清掃を業者に依頼(高圧洗浄車および強力吸引車等を使用した清掃に限る)した費用を3万円まで助成(領収書が必要)</p> <p>※申請は9月末まで</p>	<p>【対象】 市の調査等により被害が確認された地域の人</p>						
<p>□ 浄化槽等の清掃及び機器の修理費用の助成</p> <p>災害により浄化槽に土砂の流入、機器の故障等が生じ、清掃や工事を業者に依頼した場合に3万円まで助成(下水道の供用を開始していない区域の場合は上限4万円)</p> <p>※申請は9月末まで</p>	<p>【対象】 市の調査等により被害が確認された地域の人</p>						

《暮らし》

<p>□ 被災者生活再建支援制度</p> <p>住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給</p> <p><支給額> 下記の2つの支援金の合計額(1人世帯の場合は、各該当欄の金額が4分の3)</p> <p>●住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <td>全壊等</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円 / 50万円</td> </tr> </table> <p>●住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>借借(公営住宅を除く)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円 / 100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>一日住宅を借借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200万円(補修は100万円)</p>	住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円 / 50万円	住宅の再建方法			建設・購入	補修	借借(公営住宅を除く)	支給額	200万円 / 100万円	50万円	<p>【対象】 居住する住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた世帯。なお、住宅が半壊・住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯を含む</p>
住宅の被害程度																
全壊等	大規模半壊															
支給額	100万円 / 50万円															
住宅の再建方法																
建設・購入	補修	借借(公営住宅を除く)														
支給額	200万円 / 100万円	50万円														
<p>□ 生活必需品(寝具や炊事道具等)の給付</p> <p>※市営・府営住宅を一時使用する人は、入居決定時に住宅課で受け付け</p>	<p>【対象】 住宅が全壊・半壊・床上浸水のため、生活必需品に被害を受け、日常生活に支障をきたしている人</p>															
<p>□ 避難先での水道料金・下水道使用料の減免</p> <p><市営住宅等に避難した場合> 全額を免除</p> <p><親類等宅に避難した場合> 相当分を減額</p>	<p>【対象】 住居が全壊・半壊の被害を受け、市営住宅等へ避難した人</p>															
<p>□ 建築基準法関係の手数料の免除</p> <p>災害、その他特別の理由があると市が認める場合に、建築物を建てる際の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料を免除</p>	<p>【対象】 被災した人</p>															

この他、災害援護資金の貸し付け、災害障害見舞金の制度があります。

裏面にも、支援制度を掲載しています。 問い合わせは、被災者支援窓口(☎ 28-4020)へ。

◆配布は発行日の前々日から3日間。問い合わせは、(株)ダイコク(フリーダイヤル☎0120-013912)へ。

《税金》 ※納付相談も受け付けています

市・府民税の減免

被災日以降に納期が到来する当該年度の市・府民税の減免

Table with columns: 前年中の合計所得, 区分, 全壊・大規模半壊, 半壊・一部損壊(床上浸水)

【対象】 居住する住宅が床上浸水以上の被害を受け、一定の要件を満たす納税義務者

固定資産税・都市計画税の減免等

被災を受けた固定資産(家屋、土地、償却資産)に係る固定資産税等のうち、当該年度分の被災日以降に到来する納期分を被害の程度に応じて減免

Table with columns: 被害の程度, 減免割合

【対象】 一定規模以上の被害を受け、一定の要件を満たす固定資産の所有者

●減失・損壊した住宅の敷地について、被災年度の翌年度または翌々年度に住宅用地として使用することができない場合に限り、その土地を住宅用地とみなして、固定資産税の課税標準の特例(軽減の措置)を適用

《子育て》

保育所の保育料の減免

以下の被害状況に応じて、在所(園)中に限り、保育料を減免

<減免期間> 8月分～25年7月分の1年間

Table with columns: 区分, 減免割合

【対象】 住宅が全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯

市立幼稚園の保育料の減免

以下の被害状況に応じて、在園中に限り、保育料を減免

<減免期間> 8月分～25年7月分の1年間

Table with columns: 区分, 減免割合

【対象】 住宅が全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯

育成学級協力金の減免

協力金の支払いが困難な場合に、入級期間中に限り、協力金を減免(第1子区分の協力金を半額、第2子区分の協力金を免除)

<減免期間> 8月分～25年7月分の1年間

【対象】 住宅が全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯

市立小・中学校就学の児童・生徒の保護者に学用品費等の援助

被害を受け、学用品等を喪失した場合に、学用品費を援助

※在学する小・中学校で被災状況や援助希望の学用品等の品目を確認

【対象】 住宅が床上浸水以上の被害を受けた市立小・中学校就学の児童・生徒の保護者

この他、乳幼児健康支援一時預かり事業(病児保育)の利用料の助成、こどもショートステイ事業の施設利用者自己負担金の減免の制度があります。

《医療・保険》

国民健康保険料の減免・納付猶予

以下の被害状況に応じて、保険料を減免または納付を猶予

Table with columns: 区分, 減免割合

【対象】 住宅等が著しい被害を受けた市国民健康保険被保険者

国民健康保険一部負担金の減免・支払の猶予

一部負担金(病院の窓口で支払う本人負担分)の支払いが困難な場合、一部負担金の減免または支払いを猶予

【対象】 住宅等が半壊以上の被害を受け、死亡もしくは重篤な負傷を被った市国民健康保険被保険者

後期高齢者医療保険料の減免・納付猶予

以下の被害状況に応じて、保険料を減免または納付を猶予

Table with columns: 区分, 減免割合

※所得制限有り 【対象】 居住する住宅等が半壊以上の被害を受けた京都市後期高齢者医療被保険者

後期高齢者医療一部負担金の減免・支払の猶予

一部負担金(病院の窓口で支払う本人負担分)の支払いが困難な場合、一部負担金の減免または支払いを猶予

Table with columns: 区分, 減免割合

※所得制限有り 【対象】 居住する住宅等が全壊の被害を受けた京都市後期高齢者医療被保険者

介護保険料の減免・納付猶予

以下の被害状況に応じて、第1号被保険者(市内在住の65歳以上の人)の保険料の減免または納付を猶予

Table with columns: 区分, 減免割合

【対象】 住宅が一部損壊(床上浸水)以上の被害を受けた介護保険第1号被保険者

介護サービス利用料の減免

以下の被害状況に応じて、一定の期間、介護サービス料の負担割合を減免

Table with columns: 区分, 給付率, 負担割合, 減免期間

【対象】 住宅が一部損壊(床上浸水)以上の被害を受けた要介護・要支援被保険者

国民年金保険料の免除

納付が困難な場合、保険料を免除 ※日本年金機構が審査

<要件>

住宅、家財その他の財産につき、被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき

【対象】 左記損害を受けた国民年金第1号被保険者

《証明書の発行について》

り災証明書

市では、被害を受けた家屋の被害状況調査を行い、建物所有者または当該建物に居住している人に、り災証明書を交付します。同証明書は、保険の請求や各種制度の利用に必要な場合があります。

り災証明書の発行手続きには、被害状況調査の際にお渡しした「調査済証」が必要です。

- と き...9月10日(月)～、午前9時～午後7時
ところ...市役所1階市民交流ロビー
持ち物...調査済証(A4サイズ・緑色)、印鑑、本人確認のできるもの
※建物所有者(=納税義務者)の代理人等、本人・同居親族以外の方が代理で申請する場合には、委任状が必要です。

被災証明書(被災証明申出受理書)

自動車等に被害を受けた人へ、被災証明書を交付します。申請方法については、市ホームページに掲載している他、被災者支援窓口にお問い合わせください。

＜問い合わせ＞ 被災者支援窓口(☎ 28-4020)

宇治市役所 ☎ 22・3141 (代表) FAX 20・8778 (代表) HP http://www.city.uji.kyoto.jp/ 被災者支援窓口専用 ☎ 28・4020